

第 1 編 第 4 次印西市地域福祉計画

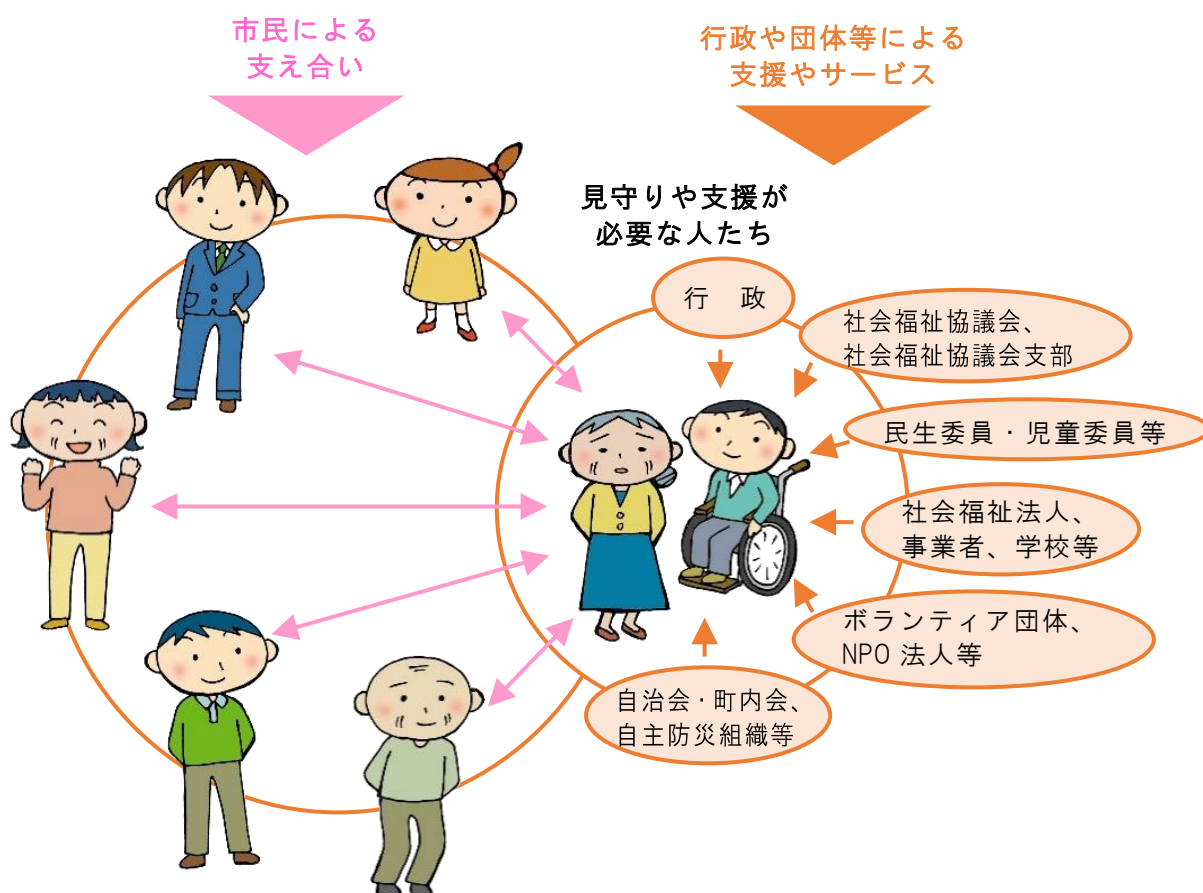
1 地域福祉とは

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。そのような一人ひとりの福祉ニーズに対応するためには、公的なサービスだけでなく、住民同士が互いに助け合い、支え合う様々な活動を地域で展開することが必要となっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民、福祉関係機関・団体、行政等が、助け合い・支え合いの取り組みについて協力し、お互いの不足を補い合いながら、地域全体で福祉を推進していくことが『地域福祉』となります。

■地域福祉の取り組みイメージ

地域全体がお互いに協力し、
誰もが住み慣れた地域で安心して、
自分らしく暮らし続けられることを目指します。



2 計画策定の背景等

(1) 計画策定の背景と趣旨

日本の社会は、都市化が進む中で、家族構成の核家族化、ＩＴ化、ライフスタイルの多様化等の社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりが希薄となり、孤独死や虐待、ひきこもり、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）等が、大きな社会問題となっています。

このような社会情勢の変化に対応し、国の動きとしては、平成 12 年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が位置づけられて以降、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題を解決するために、地域における支え合いの仕組みづくりが重要であること等が示されてきました。

また、団塊世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年を目途に、医療、介護、生活支援、介護予防、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが求められる中、平成 27 年には、多機関・多分野の協働による包括的な相談支援体制と、高齢・障がい・児童等への福祉サービスを総合的に提供できる体制の構築を目指す「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が厚生労働省より公表されました。

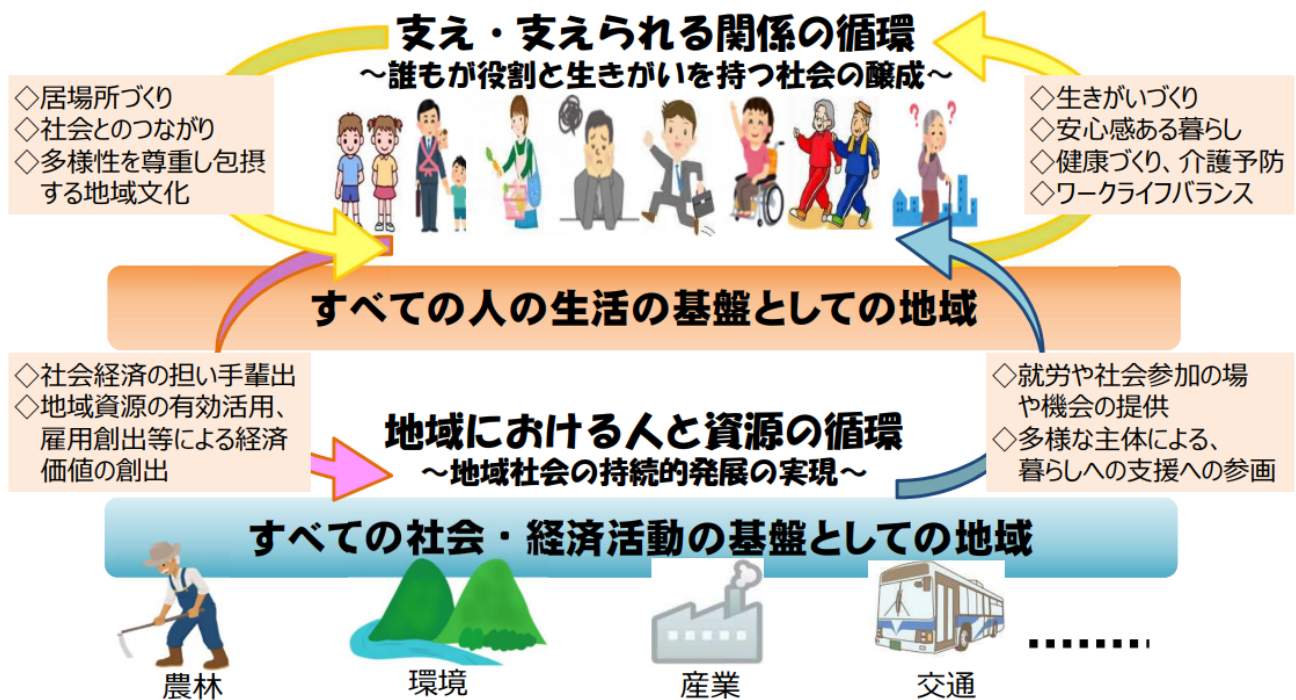
さらに、平成 29 年には、制度や分野ごとに捉えられてきた課題等に対し、「支え手側」「受け手側」という関係を超えて、市民一人ひとりが「我が事」として捉え参画すること、さらに世代や分野に関わらず「丸ごと」つながることで、すべての人の暮らしと生きがいを地域と共に創っていく「地域共生社会の実現」が目標に掲げられるとともに、平成 30 年には、市町村による市民と行政等との連携による包括的支援体制づくりをはじめ、地域福祉計画策定の努力義務化や福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけが盛り込まれた「改正社会福祉法」が施行されました。

このような状況の中、本市においても、平成 18 年度に「第 1 次印西市地域福祉計画」を策定して以降、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるよう、市民と行政、関係団体等が連携し、地域福祉の充実に向けた総合的な取り組みを進めてきました。

この度、令和 2 年度で「第 3 次印西市地域福祉計画」の計画期間が終了しますが、さらなる地域福祉の充実を図るため、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 カ年を計画期間とした「第 4 次印西市地域福祉計画」を策定します。

(2) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、「支え手側」と「受け手側」というこれまでの固定した役割分担を超え、市民がその人に応じた役割をもち、地域の関係団体等とつながりながら、支え合う地域社会のことです。これにより、これまで対応が難しかった「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間（これまでの制度で対象とならなかった課題）」をはじめ、ちょっとした日常の困りごとに柔軟に対応していこうという取り組みが各地で始まっており、こうした取り組みを通じ、「地域共生社会づくり」を進めていくことが求められています。



※厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」より

(3) 国の主な動き

	国の動き
平成 12 年	・社会福祉法の改正（利用者の立場に立った社会福祉制度の構築ほか） ・介護保険法の施行
平成 18 年	・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行
平成 24 年	・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行 ・厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 ・社会保障・税の一体改革大綱決定
平成 25 年	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行 ・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・健康日本 21（第 2 次）計画策定 ・社会保障制度改革国民会議報告書 ・災害対策基本法の改正（被災者支援の充実ほか）
平成 26 年	・子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行 ・介護保険法の改正（地域支援事業の充実ほか）
平成 27 年	・生活困窮者自立支援法の施行
平成 28 年	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 ・地域共生社会（「我が事・丸ごと」の地域づくり）の実現に向けた中間報告の公表（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法） ・成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
平成 29 年	・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布（社会福祉法の一部改正により、地域共生社会実現に向けた取り組みを推進） ・地域共生社会の実現に向けた地域力強化検討会の最終とりまとめの公表（社会福祉法 市町村における包括的な支援体制の構築ほか） ・厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（市町村地域福祉計画の策定ガイドライン公表ほか）
平成 30 年	・改正社会福祉法の施行（市町村による市民と行政等との連携による包括的な支援体制づくりほか） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正（一部の規定を除く）の施行 ・改正バリアフリー法の施行
令和元年	・地域共生社会推進検討会の設置及び最終とりまとめ
令和 3 年	・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（市町村の包括的な支援体制の構築の支援ほか）

■市町村地域福祉計画の策定ガイドラインについて

平成 29 年に国から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉計画策定ガイドライン）」においては、計画の中に取り入れなければならない事項として、次の5項目が挙げられています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

（４）県の主な動き

千葉県においては、平成 27 年に「第三次千葉県地域福祉支援計画」を策定するとともに、令和元年には、第三次計画の見直しを行っています。

主な取り組みの方向性としては、「1. 互いに支え合う地域コミュニティの再生」、「2. 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成」、「3. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化」、「4. 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化」の4つのポイントを定め、「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」の構築を目指しています。

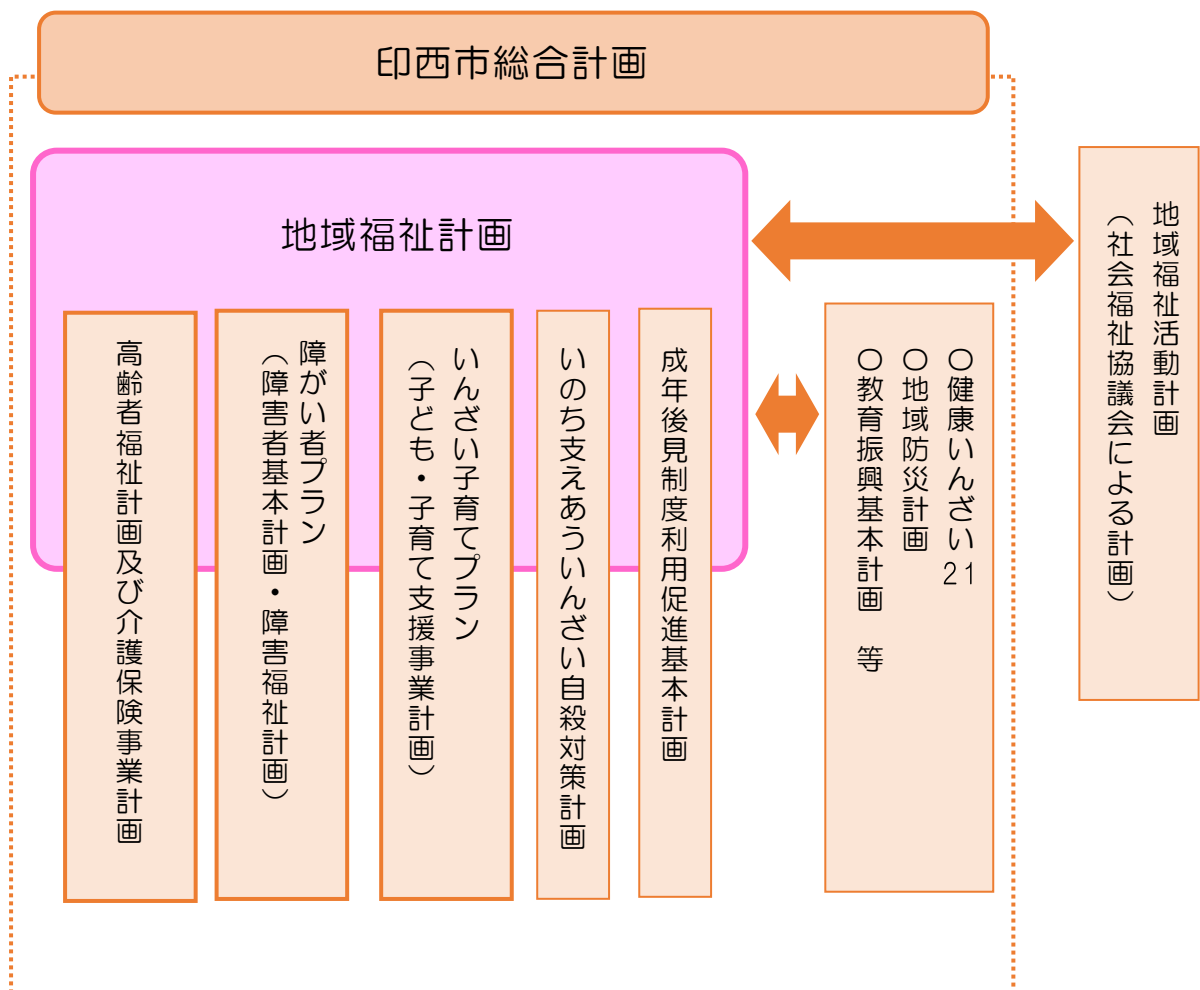
また、市町村の役割として、地域住民等が主体的に地域の福祉課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域の福祉課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことが示されています。



3 計画策定の位置づけ

地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。本計画は、平成30年に施行された社会福祉法の改正において、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられました。

また、市政運営の基本方針である「印西市総合計画」に則した福祉分野の計画として、関連する高齢者・障がいのある人・児童等の個別計画との整合・連携を図っていくものとします。

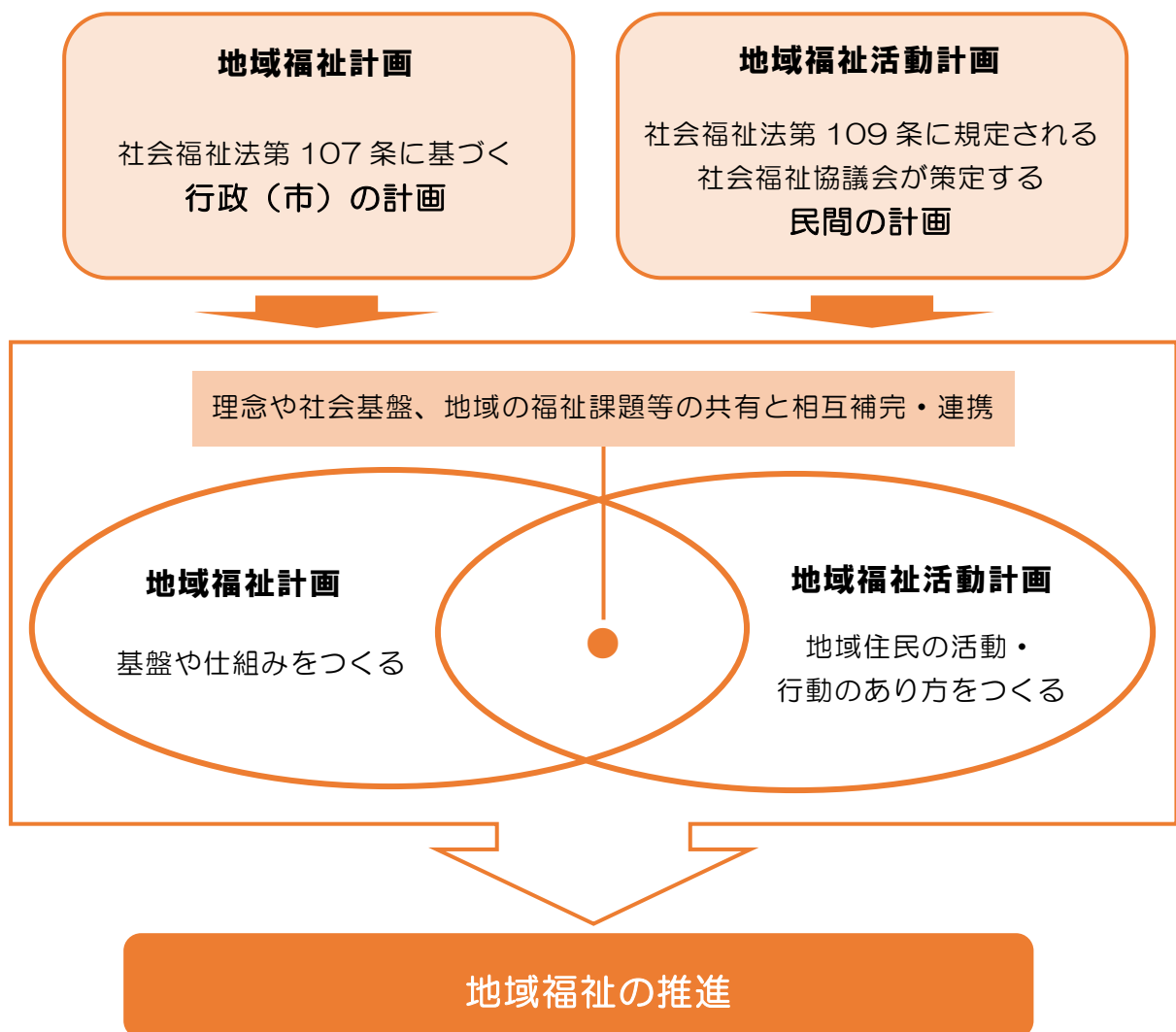


4 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係について

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取り組みの方向等を明らかにした行政（市）の計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条に規定されている社会福祉協議会が策定する民間の行動計画で、地域住民や民間活動団体との協働のもと、どのように地域福祉を推進していくかをまとめたものです。

地域福祉推進のための「基盤や仕組み」をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方をつくる「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪として、お互いに補完し、相互に連携することが求められます。



第 107 条（市町村地域福祉計画）

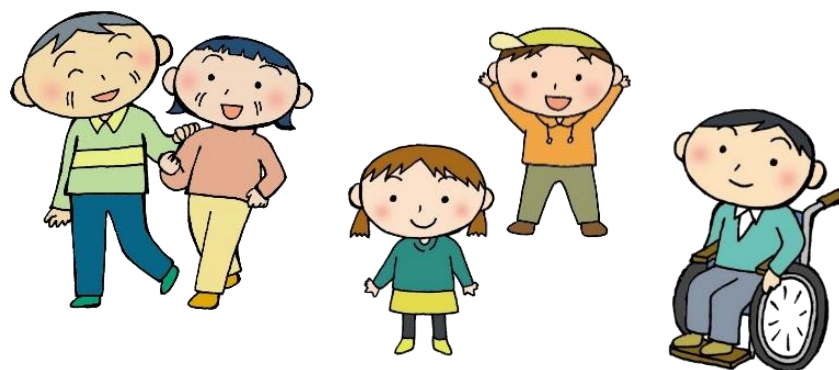
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

第 109 条（市町村社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5ヵ年とします。

なお、計画内容については、社会状況の変化や国・県における地域福祉政策の動向に応じて、適宜見直しを行っていくものとします。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合計画 基本構想	令和3年度～令和12年度				
基本計画	令和3年度～令和7年度				
地域福祉計画	第4次／令和3年度～令和7年度				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第4次／令和3年度～令和7年度				
高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画	第8期／令和3年度～令和5年度			第9期 令和6年度～令和8年度	
障がい者プラン	第4次・第6期／令和3年度～令和5年度			第5次・第7期 令和6年度～令和8年度	
いんざい子育てプラン	第2期／令和2年度～令和6年度				第3期 令和7年度～ 令和11年度
いのち支えあういんざい 自殺対策計画	令和3年度～令和7年度				
成年後見制度利用 促進基本計画	令和3年度～令和7年度				

第2章

計画の推進体制

1 協働による計画の推進

本計画を推進していくためには、市、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、地域、市民団体、事業者、市民等が連携し、自助・互助・共助・公助のそれぞれの立場で協力し合う「協働」を基本として、計画の推進を図ります。

主 体	役 割
市民	市民一人ひとりが地域を担う一員だという自覚をもち、隣近所や身近な地域住民と協力し、地域福祉活動やボランティア活動に積極的かつ主体的に参加していきます。
社会福祉協議会及びその他の社会福祉法人	地域福祉活動を推進する担い手として、市や関係団体等との連携を図りながら、地域福祉活動を推進していきます。 特に社会福祉協議会においては、「地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の推進の中心的な存在として、主体的に地域福祉活動に取り組みます。
民生委員・児童委員、自治会・町内会、自主防災組織、市民団体、事業者等	地域での地域福祉を推進する各団体等が、それぞれの役割・立場を踏まえ、市や関係団体等との連携を図りながら、地域福祉活動を推進していきます。
市	庁内各課との分野横断的な連携をはじめ、社会福祉協議会、関係団体、事業者、市民等との連携を図りながら、総合的に地域福祉施策を推進していきます。特に、社会福祉協議会との連携・協力を密にして、地域福祉の充実に取り組んでいきます。

【自助・互助・共助・公助とは】

○自助とは、自分や家族でできることは、自分で行うことです。

○互助とは、隣近所で助け合うことです。

○共助とは、地域の関係団体や事業者等が協力し合うことです。

○公助とは、個人や地域で解決できない課題に対して、行政や公的機関等の各種サービスを活用し、課題解決を図ることです。



地域福祉を推進するためには、自助・互助・共助・公助のそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。

2 計画の進行管理

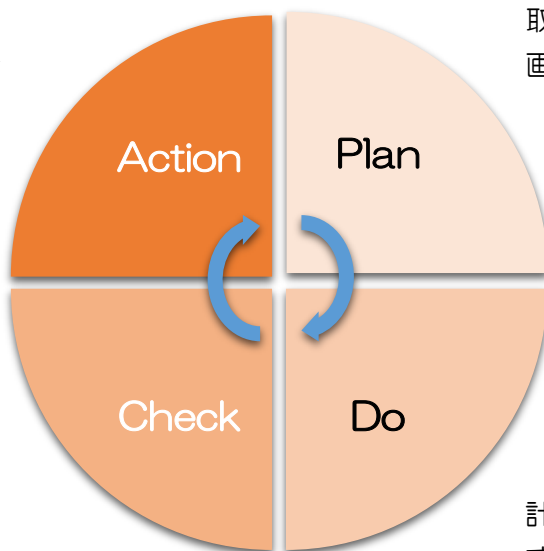
本計画を推進していくために、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに、「印西市地域福祉計画推進委員会」にて毎年度点検・評価を行っていきます。

本計画の進行管理においては、「PDCAサイクル（計画策定[Plan]—実施[Do]—点検・評価[Check]—改善[Action]）」を活用し、各施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。

また、計画と実施状況にかい離が生じた場合等は、必要に応じ見直しを行っていきます。

【PDCA サイクルのイメージ】

検証・評価結果に基づき
事業計画の見直し等を行う



取り組んでいく事業の計画を策定する

事業の進捗度や効果を
検証・評価する

計画に基づき事業を実施する



【印西市地域福祉計画策定委員会の様子】

3 地域福祉を推進する計画策定の視点

平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、人々が地球環境や気候変動に配慮しながら持続可能な暮らしをするために取り組むべき世界共通の行動目標として「SDGs（^{エスディジーズ}Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標）」が掲げられました。

本計画においても、全17の目標のうち、特に関係性の深い目標として、次のような目標を挙げ、本市の地域福祉施策が取り組むゴールとします。

1. 貧困をなくそう 	3. すべての人に健康と福祉を 
5. ジェンダー平等を実現しよう 	10. 人や国の不平等をなくそう 
11. 住み続けられるまちづくりを 	16. 平和と公正をすべての人に 
17. パートナーシップで目標を達成しよう 	

4 コロナ禍における地域福祉の推進

令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、日本でも急速な蔓延により生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるものとして緊急事態宣言が発出されるという未だかつてない事態となりました。従来の生活では考慮しなかった場においても感染症対策を講じる必要が生じていることから、様々な地域福祉活動においてもソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いや三つの密（密集・密接・密閉）を避ける等の対策を取り入れた「新しい生活様式」に沿った活動方法を創意工夫し、これまで培ってきたつながりを切らず継続的な活動を行うことにより、地域福祉の普及・啓発・推進に努めていきます。

■従来の地域福祉活動は・・・

○人と人が集う交流活動 ○訪問による見守り活動 等

人との対面を中心とした方法で、活動を実施



■新型コロナウイルス感染症が流行している状況下では・・・

人との接触機会の削減等の要請により、従来の活動が困難



新しい生活様式に沿った活動方法を創意工夫し、
これまでの活動を継続的に進める

- 交流の場におけるソーシャルディスタンスの確保、マスク着用、換気等お互いの安全を守る意識・行動の定着
- 少人数・短時間でできる活動
- オンラインによる講座や会議等の開催
- 電話やインターネット等を用いた見守り活動 等



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで、地域福祉計画の基本理念を「声をかけあい つながりあい 思いやり 支え合う 印西市」とし、市民一人ひとりが福祉の受け手であり支え手であるという「地域での支え合い意識」を育て、思いやりと支え合いのもと、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進してきました。

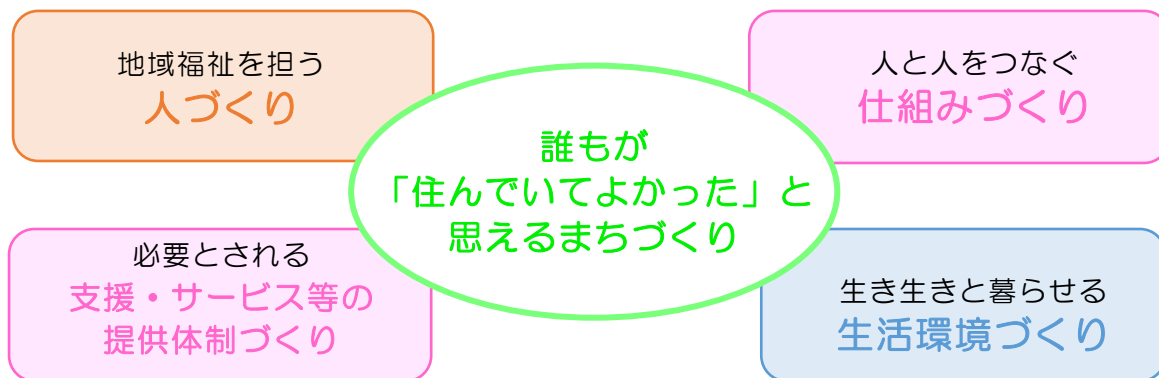
第4次計画では、第3次計画の取り組みをさらに充実・発展させ、「地域での助け合い・支え合い意識」を育て、包括的なネットワーク形成・相談体制強化を図りつつ、社会問題化した様々な課題への対応力も高めることで、「地域共生社会」の形成を推進し、誰もが明るく生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

【基本理念】

つながりあい 支え合い
生き生きと暮らせるまち いんざい

【施策を進める上で、第4次計画が目指す「地域福祉の姿」】

第4次計画では、地域福祉を推進する施策を進める上で重要となる「地域福祉を担う人づくり」をはじめ、「人と人をつなぐ仕組みづくり」、「生き生きと暮らせる生活環境づくり」、「必要とされる支援・サービス等の提供体制づくり」に取り組み、誰もが「住んでよかった」と思えるまちづくりを目指します。



2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 市民による地域福祉の推進

「市民」はまちづくりの主役であり、地域福祉の推進には、市民が主体となった地域福祉活動が不可欠です。高齢化の進展や人間関係の希薄化等により、「互助」「共助」の重要性がより高まっている中で、確実に地域福祉体制を維持するためには、地域福祉活動の担い手となる人材の確保・育成が必要です。

このため、市では、市民に対する意識啓発・情報提供・交流機会の提供・講座の実施等を通じて、人材確保・育成を図るとともに、活躍の場の提供等による社会参加への支援を行っていきます。

基本目標2 支援が必要な人への体制づくり

地域に住む人たちが抱える課題は、「介護」「障がい」「子育て」「生活困窮」等多岐に渡り、かつ複雑化・複合化してきています。高齢化等により、支援を必要とする人の増加も懸念される中で、これまでの縦割り型の支援体制では対応に限界があることから、地域における包括的な支援体制の構築が求められています。

このため、市では、「市民」「地域活動団体」「社会福祉法人」「NPO 法人」「民生委員・児童委員」「行政」といった、地域福祉を担う構成員の連携による地域福祉支援ネットワークの構築を進めるとともに、包括的な相談体制の構築や市民に必要とされる高齢者福祉・障がい福祉・児童福祉等における各種福祉サービスの充実を図ることで、地域福祉力向上に向けた体制づくりを進めていきます。

基本目標3 安全・安心が実感できる環境づくり

近年、大規模な自然災害の発生や新手の特殊詐欺・サイバー犯罪の増加、新型コロナウイルス感染症の流行等、市民の安全を脅かす要因が増加している中、特に、高齢者や障がいのある人等の支援が必要な人に被害が集中する傾向が見受けられます。

このため、市では、いざという時、支援を必要とする人を地域ぐるみで守っていけるよう、地域人材を活用した防災・防犯体制を構築・推進していくとともに、普段の生活に対しても、バリアフリー化の推進等を行い、誰もが暮らしやすい生活環境の構築に努めていきます。

また、認知症や障がいのある人が地域において安心して暮らしていけるよう、成年後見制度等の権利擁護に関する取り組みを推進していくとともに、市民の生活面に重大な影響を及ぼすことになりうる「生活困窮」「虐待」「自殺」「ひきこもり」「8050 問題」「ダブルケア」等の地域福祉が抱える様々な問題への対策や近年増加を続ける外国人が安心して生活できる環境づくりについても取り組んでいきます。

3 施策体系

3つの基本目標に関連する基本施策は次のとおりとします。また、重点施策を設定し、取り組みの強化を図ります。

【基本理念】

つながりあい 支え合い
生き生きと暮らせるまち いんざい



基本目標・基本施策		市の主な取り組み（★は重点施策）
【基本目標1】市民による地域福祉の推進		
(1)	市民の福祉意識の向上と 市民交流への支援	①地域福祉への意識啓発の推進（★） ②市民同士の交流機会・ふれあいづくりの推進
(2)	地域福祉推進のための 人材の確保・育成	①地域福祉の核となる人材の育成（★） ②民生委員・児童委員の充実 ③市民活動への支援やコーディネート
【基本目標2】支援が必要な人への体制づくり		
(1)	地域福祉支援ネットワークの構築	①地域包括支援体制の確立（★） ②社会福祉協議会等の関係団体との連携強化 ③地域での見守り・孤立化防止対策の推進
(2)	相談体制・情報提供体制の充実	①福祉総合相談窓口の設置（★） ②福祉サービス等に関する相談・情報提供体制の充実 ③専門知識をもつ人材の確保
(3)	市民ニーズに応える 福祉サービスの充実	①高齢者福祉サービスの充実 ②障がい福祉サービスの充実 ③児童福祉サービスの充実 ④福祉サービスの質の向上
【基本目標3】安全・安心が実感できる環境づくり		
(1)	地域ぐるみでの 防災・防犯体制の構築	①避難行動要支援者対策の推進（★） ②自主防災活動等の推進 ③福祉避難所の充実 ④地域における防犯体制の強化
(2)	誰もが暮らしやすい 生活環境づくり	①外出しやすい環境づくりの充実（★） ②バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ③多文化共生への対応
(3)	市民一人ひとりの人権が尊重・擁 護され安心して暮らせる環境づく り	①成年後見制度の利用促進（★） ②生活困窮者等の自立支援の推進（★） ③虐待防止対策の推進 ④自殺対策の推進 ⑤人権尊重・擁護の推進

4 第4次計画における新しい施策の主なポイント

【ポイント1】 地域課題の解決に向けた体制づくり

住民主体での地域福祉支援ネットワーク構築による地域課題を解決する仕組みづくり等を進めます。

■ 26 ページ参照

【ポイント2】 関係団体等との連携強化

これまでの制度では対応が困難であった複合的な課題や地域課題の解決に向け、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等の分野横断的な連携を進めるとともに、地域福祉を推進する関係団体等との連携強化に取り組みます。

■ 26 ページ、28 ページ等参照

【ポイント3】 福祉総合相談窓口の設置

包括的で総合的な相談支援が行える体制づくりに取り組みます。

■ 28 ページ参照

【ポイント4】 避難行動要支援者対策の推進

「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難支援等関係者を中心とした避難行動要支援者への支援体制づくりを進めます。

■ 33 ページ参照

【ポイント5】 外出しやすい環境づくりの充実

「地域公共交通計画」に基づき、公共交通ネットワークの再構築を図るとともに、「買物弱者」に対する支援の検討や、障がいや高齢のために移動が困難な人に対する送迎サービスの実施を進めます。

■ 36 ページ参照

【ポイント6】 成年後見制度の利用促進に向けた体制等の整備

「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用促進に向けた相談窓口の充実や体制づくり等に取り組みます。

■ 39 ページ、42～48 ページ参照

基本目標 1 市民による地域福祉の推進

(1) 市民の福祉意識の向上と市民交流への支援

現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、市民と地域に関わる人が地域福祉への意識を高め、地域福祉への市民の主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うことが重要とされています。
- 調査結果をみると、福祉の取り組みに関する重要度について、重要度が「高い」と「やや高い」の合計では、「地域の支え合い、助け合いを啓発するまちづくり」が市民・団体共に上位となっています。また、団体が地域福祉を推進していく上で重要なことについても、「若い世代や新住民への啓発活動の充実」が上位となっていることから、若い世代や新住民を含めた支え合い、助け合いの啓発の強化が重要と考えられます。さらに、社会福祉協議会、社会福祉協議会支部、民生委員・児童委員についての認知状況をみると、「名前も活動内容も知っている」がいずれも2割未満となっており、市民への周知が十分でない状況がうかがえることから、地域福祉に係る団体等の認知度向上が求められます。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、市民同士がふれあいを深め、支え合い、助け合いの関係を築いていくことが必要です。調査結果をみると、身近な地域で気になること・問題と感ずることについて、「近所づきあいが希薄」と「新住民と旧住民や世代を超えたふれあい・交流が少ない」が多いことから、新旧住民や世代間を含めた市民同士の交流促進が重要と考えられます。

目指す姿



市民

地域福祉への理解を深め、身近な地域等での市民同士のふれあいづくりを進めます。

地域

地域福祉に関する情報発信や学びの場、交流の場の提供を進めます。

行政

啓発活動や福祉教育活動の推進とともに、市民同士のふれあいづくりを進めます。

市民の地域福祉への理解が深まり、支え合い、助け合える関係を築きます。



① 地域福祉への意識啓発の推進 【重点施策】

○市民の福祉意識の向上を図り、人材の確保につなげられるよう、市の広報やホームページ等をはじめ、社会福祉協議会や市民活動支援センター等を含む多様な媒体と連携し、地域福祉に関する情報発信に取り組みます。

[担当課等]

・市民活動推進課 ・障がい福祉課 ・社会福祉協議会

○市の地域福祉推進の基本理念を示す「地域福祉計画」をはじめ、地域福祉を推進することを目的とする団体である「社会福祉協議会（社会福祉協議会支部含む）」、身近な地域で福祉に関する相談・支援を担っている「民生委員・児童委員」の認知度向上に取り組みます。

[担当課等]

・社会福祉課 ・子育て支援課 ・社会福祉協議会

○市民の福祉意識を醸成し、地域福祉への理解を深めるため、学校等での福祉教育をはじめ、福祉への理解を深める出前講座、障がいのある人や高齢者等の理解を深める講演会や体験学習等の実施に取り組みます。

[担当課等]

・高齢者福祉課 ・障がい福祉課 ・指導課 ・生涯学習課 ・社会福祉協議会



② 市民同士の交流機会・ふれあいづくりの推進

○市民団体等の活動の拠点となる市民活動支援センターや地域福祉センター等の活用を促進するとともに、団体間の交流機会を創出する等地域内の交流支援に取り組めます。

[担当課等]

・市民活動推進課 ・社会福祉課 ・関係各課

○属性や世代を超えて、地域でのふれあいが進むよう、社会福祉協議会支部が行っているふれあいサロンや安全パトロール、学校との交流事業等の交流の場づくりの推進に取り組めます。

[担当課等]

・社会福祉課 ・指導課 ・関係各課 ・社会福祉協議会

○市民同士の交流促進に向け、地域での世代間交流をはじめ、公民館・中央駅前地域交流館まつりやいんざい産業まつり等の各種イベントの実施、総合型地域スポーツクラブを通じた地域交流、外国人との交流体験等に取り組めます。

[担当課等]

・企画政策課 ・農政課 ・保育課 ・スポーツ振興課 ・生涯学習課
・関係各課 ・社会福祉協議会

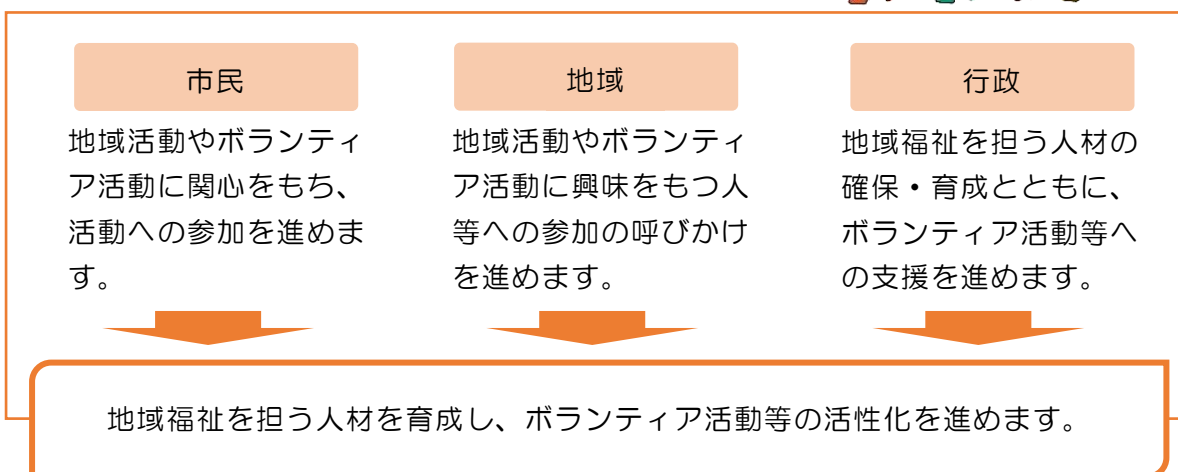


(2) 地域福祉推進のための人材の確保・育成

現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進する人材の育成とともに、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援が重要とされていることから、社会福祉協議会と連携し、各種講座の実施による地域福祉を担う人材の確保・育成やボランティア活動等への支援に取り組むとともに、確保・育成した人材を必要とする場へつなぐことができるよう市民活動やボランティア等へのコーディネートが求められます。また、地域福祉の中心的存在である民生委員・児童委員の充実を図る必要があります。
- 調査結果をみると、身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「自治会・町内会の役員や福祉の担い手が不足」が市民、団体共に上位となっています。また、団体の活動をする上での苦労や課題についても、活動の担い手の高齢化や次世代の担い手不足の声があることから、福祉の担い手育成に向けた取り組みが重要と考えられます。

目指す姿



【地域懇談会の様子】

主な取り組み



① 地域福祉の核となる人材の育成 【重点施策】

○地域福祉を推進するボランティアや地域の福祉人材の育成講座を開催し、市民主体の地域福祉推進に向けた人材育成を進めます。

[担当課等]

- ・ 高齢者福祉課
- ・ 障がい福祉課
- ・ 子育て支援課
- ・ 生涯学習課
- ・ 社会福祉協議会

② 民生委員・児童委員の充実

○地域福祉の一翼を担う民生委員・児童委員の充実に向け、委員候補者の発掘に取り組みます。また、民生委員・児童委員を各地区に適正に配置するとともに、活動しやすい環境づくりを進めます。

[担当課等]

- ・ 社会福祉課
- ・ 子育て支援課

③ 市民活動への支援やコーディネート

○市民による福祉ボランティア活動の推進に向け、ボランティアセンター機能を強化し、ボランティア団体に関する情報提供をはじめ、ボランティアに関する相談、参加促進等の支援に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 社会福祉協議会

○市民活動に関する情報提供や活動場所の提供に加え、相談支援や講座等の実施により、地域における市民活動の活性化を支援します。また、地域福祉の推進の観点から、地域課題の情報共有に努めます。

[担当課等]

- ・ 市民活動推進課
- ・ 社会福祉課
- ・ 社会福祉協議会

○住民主体で健康づくり・地域づくりを行う「いんざい健康ちょきん運動」の活動に対する支援に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 高齢者福祉課

基本目標 2 支援が必要な人への体制づくり

(1) 地域福祉支援ネットワークの構築

現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、これまでの制度で対象とならなかった人への対応のあり方をはじめ、「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域の福祉課題を把握し解決を試みることができる環境整備や地域の福祉課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備等が重要とされています。
- 調査結果をみると、身近な地域で気になること、問題と覚えることについて、「高齢者の見守りや高齢者世帯への支援」をはじめ、「子どもの見守りや子育て世帯への支援」、「障がいのある人に対する理解や支援」が挙げられていることから、高齢者をはじめ、子ども、障がいのある人等の支援を必要とする人を把握し、支援につなげる体制の整備が重要と考えられます。
- 包括的な体制の整備を行う上では、庁内各課や関係団体との分野横断的な連携強化をはじめ、支援を必要としている人の情報把握や、支援へのつなげ方等の検討が求められます。

目指す姿



市民

支援が必要な人に気づいた場合に、市や関係団体に連絡することを目指します。

地域

関係団体との連携を強め、支援が必要な人や地域の福祉課題の把握を進めます。

行政

地域における包括的な支援に向け、体制整備等を進めます。

地域の資源が分野横断的につながり、支援体制が充実した地域づくりを進めます。

主な取り組み



① 地域包括支援体制の確立 【重点施策】

○地域の関係団体等による分野横断的な支援体制について検討を進め、地域内において課題解決を図ることのできる地域福祉支援ネットワークの構築に取り組みます。また、ネットワーク構築と併せて、日常生活や支援体制とリンクした圏域のあり方について検討を行います。

[担当課等]

・ 社会福祉課 ・ 関係各課 ・ 社会福祉協議会

② 社会福祉協議会等の関係団体との連携強化

○住民が主体的に地域の福祉課題を把握し、解決を試みることができる環境整備を推進するため、社会福祉協議会等の関係団体との連携を一層強化し、活動の支援に取り組みます。

[担当課等]

・ 社会福祉課 ・ 社会福祉協議会

○既存の制度では対応が困難な地域の福祉課題の解決に向け、社会福祉法人が行う「地域における公益的な取り組み」をより一層推進するため、全国各地で展開されている活動の情報提供や活動支援を行います。

[担当課等]

・ 社会福祉課

③ 地域での見守り・孤立化防止対策の推進

○地域における高齢者等の孤立化防止や地域の福祉課題の早期発見等に向け、民生委員・児童委員や自治会・町内会を中心とした地域での見守り活動や地域住民による安全パトロール活動を充実させるとともに、事業所との連携により地域見守り力の強化を図ります。

[担当課等]

・ 市民活動推進課 ・ 社会福祉課 ・ 高齢者福祉課 ・ 子育て支援課
・ 社会福祉協議会

(2) 相談体制・情報提供体制の充実

現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築や、福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備等が重要とされています。
- 調査結果をみると、本市の福祉サービスで重要なことについて、「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」が上位に挙げられているとともに、団体が地域福祉を推進していく上で重要なことについても、「気軽に応じることのできる相談体制の充実」が上位となっていることから、誰でも気軽に相談することのできる包括的な相談支援体制の構築とともに、わかりやすく、安心して福祉サービス等が利用できる情報提供の充実が必要となっております。また、本市の福祉サービスで重要なことについて、「福祉・介護サービスなどに関する福祉情報の充実」が最上位となっていることから、福祉関連サービスの情報提供の充実に向け、関係機関と連携した周知方法の検討等が課題となっております。

目指す姿



市民

支援やサービスが必要な場合に、一人で悩まず相談できることを広めます。

地域

地域住民に対し、相談先や福祉サービスに関する情報提供を進めます。

行政

相談しやすい体制の整備と福祉サービスに関する情報提供の充実を進めます。

相談しやすく、必要な情報やサービスが受けられる地域づくりを進めます。



主な取り組み



① 福祉総合相談窓口の設置 【重点施策】

○地域における課題が複雑化する中、誰でも気軽に悩みを相談できる環境をつくるとともに、これまでの制度で支援が届きにくい人に対して適切に支援を受けられるよう、包括的な福祉総合相談窓口の設置に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 社会福祉課
- ・ 関係各課

② 福祉サービス等に関する相談・情報提供体制の充実

○高齢者や障がいのある人、子育て家庭等が抱える、様々な福祉に関する困りごとを気軽に相談できるよう、地域包括支援センター・基幹相談支援センター・子育て世代包括支援センター等の各種相談窓口の役割や機能に関する周知及び利用促進に取り組むとともに、分野横断する課題についても、各窓口の連携によって、支援につながる情報提供や相談体制づくりに取り組みます。

[担当課等]

- ・ 市民活動推進課
- ・ 社会福祉課
- ・ 高齢者福祉課
- ・ 障がい福祉課
- ・ 子育て支援課
- ・ 健康増進課
- ・ 指導課

○市民によって、希望する情報の内容や情報を得る手段が異なることに対応できるよう、広報紙やホームページ、各種パンフレット等多様な媒体の活用を行い、福祉に関する情報をわかりやすく適切な手段で入手できるよう、情報発信の充実に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 秘書広報課
- ・ 社会福祉課
- ・ 高齢者福祉課
- ・ 障がい福祉課
- ・ 子育て支援課
- ・ 保育課
- ・ 健康増進課
- ・ 社会福祉協議会

③ 専門知識をもつ人材の確保

○様々な相談に迅速かつ横断的に対応できる相談体制を確保するため、各種研修の実施や参加促進を通じて相談員等のレベルアップを図ります。

[担当課等]

- ・ 社会福祉課
- ・ 高齢者福祉課
- ・ 障がい福祉課
- ・ 子育て支援課

(3) 市民ニーズに応える福祉サービスの充実

現状と課題

- 国においては、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用することができるための仕組みの確立とともに、サービス評価の開示やサービス内容の周知等による利用者の適切なサービス選択の確保が重要とされていることから、サービス事業者の財務諸表等に関する情報公開の強化やサービス利用者の状況把握等が求められています。
- 調査結果をみると、福祉の取り組みに関する重要度について、重要度が「高い」と「やや高い」の合計では、「必要な人への福祉サービスが充実したまちづくり」が市民・団体共に上位であるとともに、印西市の福祉サービスで重要なことについても、「一人ひとりの状況や希望に対応したきめ細かい福祉サービスの充実」が上位となっていることから、市民ニーズに対応した福祉サービスの充実とともに、質の向上が必要となっています。

目指す姿



市民

支援を必要とする人に対応した福祉サービスがあることの理解を深めます。

地域

支援を必要とする人に対応した福祉サービスがあることを地域住民に広めます。

行政

市民ニーズに対応した福祉サービスの充実と質の向上を進めます。

支援を必要とする人が、安心して利用できる福祉サービスの充実を進めます。



主な取り組み



① 高齢者福祉サービスの充実

○「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスや介護保険サービス等の充実に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 高齢者福祉課

② 障がい福祉サービスの充実

○「障がい者プラン（障害者基本計画・障害福祉計画）」に基づき、地域生活支援拠点等の整備をはじめ、障がいのある人の福祉サービス基盤や自立支援等の充実に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 障がい福祉課

③ 児童福祉サービスの充実

○「いんざい子育てプラン（子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、地域子育て支援拠点をはじめ、学童クラブ、乳児家庭全戸訪問等地域における子育て支援の充実とともに、経済的な理由や家庭環境等によって困難を抱える子ども等への支援の充実に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 子育て支援課
- ・ 保育課
- ・ 健康増進課



④ 福祉サービスの質の向上

○市民が安心して福祉サービスを利用できるよう、社会福祉法人等を対象とした指導監査の実施とともに、財務諸表等に関する情報公開の強化や、サービス事業者に対し公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価事業の活用を推進に取り組みます。

[担当課等]

・社会福祉課 ・高齢者福祉課 ・障がい福祉課 ・保育課

○福祉サービス事業者等と連携し、サービス利用者の状況把握を行うとともに、福祉サービスを必要とする高齢者や障がいのある人、子育て家庭のニーズに対応した適正でより良いサービスの提供に取り組みます。

[担当課等]

・高齢者福祉課 ・障がい福祉課 ・子育て支援課 ・保育課

コラム

『生活支援コーディネーター』が 支え合う地域づくり をお手伝いします

市では、誰もが住み慣れた場所で、安心して暮らしていける地域づくりを進めるため、「生活支援コーディネーター」を配置しています。

「生活支援コーディネーター」は、地域住民や地域組織、ボランティア等と連携しながら、住民同士の支え合い活動の体制づくりを皆さんと一緒に考えていきます。

町内会・自治会や地域の活動の場に出向きますので、「不安に思っていること」「困っていること」「やってみたいこと」等、いろいろな意見をお聞かせください。



基本目標 3 安全・安心が実感できる環境づくり

(1) 地域ぐるみでの防災・防犯体制の構築

現状と課題

- 国においては、災害対策基本法により、市町村に「避難行動要支援者名簿の作成」が求められるとともに、地域共生社会の実現に向けては、避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策が重要とされていることから、避難行動要支援者の個別支援計画の作成とともに、見守りの方策等に関し、避難支援等関係者及び関係部署との協議等が必要となります。
- 調査結果をみると、身近な地域で気になること、問題と覚えることについて、「災害等非常時の協力体制が不安」が、市民、団体共に上位に挙げられています。また、福祉の取り組みに関する重要度についても、重要度が「高い」と「やや高い」の合計では、「地域における防犯が充実したまちづくり」と「地域における防災活動が充実したまちづくり」が、市民・団体共に上位に挙がっていることから、安心して暮らせるまちづくりに向け、災害時に対応できる体制づくり等による防災への取り組みや、防犯対策の推進が必要です。

目指す姿



市民

災害や犯罪に対する意識を高めます。

地域

災害や犯罪に対する意識啓発や防災訓練への参加促進等を進めます。

行政

関係団体等と連携し、災害や犯罪に備えた体制づくりを進めます。

災害の被害や犯罪の起きない地域づくりを進めます。



① 避難行動要支援者対策の推進 【重点施策】

○災害時における人的被害を最小限とするため、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や地域の避難支援等関係者による支援体制づくりを進めます。

[担当課等]

- ・ 防災課 ・ 企画政策課 ・ 市民活動推進課 ・ 社会福祉課 ・ 高齢者福祉課
- ・ 障がい福祉課 ・ 子育て支援課 ・ 健康増進課

② 自主防災活動等の推進

○災害発生時における地域での避難支援体制を確立するため、自主防災組織の設置への支援を行うとともに、自主防災組織運営の啓発・普及活動や各組織代表を対象とした研修会の開催、指定避難所単位での自主防災組織の相互連携、自主防災組織の活動に対する支援等に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 防災課

○各家庭の防災対応力の充実に向け、総合防災ブックやハザードマップの配布をはじめ、広報やホームページ、出前講座等による情報提供・意識啓発に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 防災課

○外国人に対応した多言語版総合防災ブックの配布とともに、多言語版避難場所案内板の設置に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 防災課

③ 福祉避難所の充実

○災害時において、要介護者や障がいのある人等の支援を必要とする人たちが、福祉避難所において安心して避難生活が送れるよう、必要備品等の確保に取り組むとともに、協定を締結している市内施設との連携を強化します。

[担当課等]

- ・ 防災課 ・ 社会福祉課 ・ 高齢者福祉課 ・ 障がい福祉課 ・ 子育て支援課

④ 地域における防犯体制の強化

○犯罪による被害の未然防止に向け、市民安全情報の配信とともに、高齢者を中心とした防犯講話の実施に取り組みます。また、警察と連携した情報提供や合同パトロールの実施に取り組みます。

[担当課等]

- ・市民活動推進課

○犯罪の抑止に向け、防犯灯の設置を進めるとともに、自治会・町内会等の行う防犯カメラの設置を支援します。

[担当課等]

- ・市民活動推進課

○犯罪被害者等を支援する社会環境の充実を図るため、犯罪被害者への支援や民間支援団体への支援を進めるとともに、市民の理解を深めるための啓発活動に取り組みます。

[担当課等]

- ・市民活動推進課



(2) 誰もが暮らしやすい生活環境づくり

現状と課題

- 高齢者や障がいのある人をはじめとして、すべての人が地域において安全に、そして安心して生活・外出できるようになるためには、施設や設備といったハード面のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。
- 外国人人口の増加と定住化が進む中、「国際化推進方針」を策定し、日本人と外国人が互いの文化を認め合い、共に歩める多文化共生社会づくりを進めています。
- 調査結果をみると、身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「交通等の移動手段や高齢者等の買い物弱者の問題」が、市民、団体共に上位となっています。また、福祉の取り組みに関する重要度について、重要度が「高い」と「やや高い」の合計では、「外出しやすい環境や支援が充実したまちづくり」が上位となっており、移動困難者の移動手段の確保に向けた検討等が必要となります。

目指す姿



市民

高齢者や障がいのある人、多文化共生等についての理解を深めます。

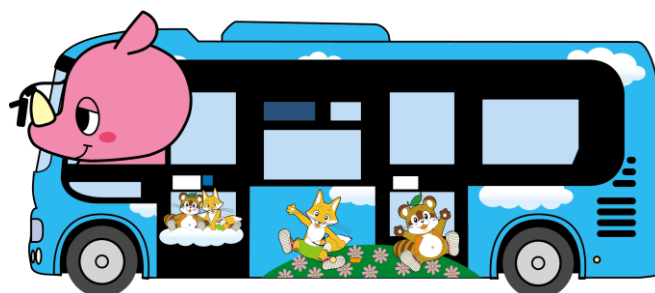
地域

高齢者や障がいのある人、多文化共生等に関する情報発信や交流の場の提供等を進めます。

行政

誰もが暮らしやすい生活環境づくりに努めます。

誰もが暮らしやすい生活環境づくりを進めます。





① 外出しやすい環境づくりの充実 【重点施策】

○ふれあいバスや路線バス等の市内公共交通機関について、「地域公共交通計画」に基づき、関係者間の連携強化を図るとともに地域社会の活力の維持・向上のための面的な公共交通ネットワークの再構築を図ります。

[担当課等]

・ 交通政策課

○食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている「買物弱者」に対する支援のあり方について、市域の状況等も踏まえ、検討に取り組みます。

[担当課等]

・ 関係各課

○移動が困難な高齢者や障がいのある人に対し、目的に適應する送迎サービスの実施に取り組みます。

[担当課等]

・ 社会福祉課 ・ 高齢者福祉課 ・ 障がい福祉課

② バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

○市民が安心して利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた市道や公園等の整備に努めます。また、開発事業者に対して、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮するよう指導していきます。

[担当課等]

・ 開発指導課 ・ 都市整備課 ・ 土木管理課 ・ 建設課

○大規模改修等に伴う公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。

[担当課等]

・ 関係各課

③ 多文化共生への対応

○「国際化推進方針」に基づき、国籍や文化の違う人同士が共に安心して暮らすことができるよう、市民に対する多文化共生の意識啓発や児童・生徒の国際理解教育、保育園における外国人講師との交流等に取り組みます。

[担当課等]

・企画政策課 ・保育課 ・関係各課

○外国人が安心して生活できるよう、子育て、健康等をはじめ、生活に関する課題を解決できる相談支援の充実を図ります。

[担当課等]

・企画政策課 ・市民課 ・子育て支援課 ・健康増進課

コラム

ユニバーサルデザインって何だろう？

ユニバーサルデザインは、“すべての人が人生のある時点で何らかの障害を持つ”ということを発想の起点としています。

障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、みんなが気持ち良く使えるように、はじめから都市や生活環境を計画するという考えです。例えば都市空間であれば、多くの人が利用する駅や空港には、階段のほかにエスカレーターやエレベーターが設置されていますし、なるべく多くの人がわかるように多様なガイダンスが使用されています。また、土地勘のない人や言葉のわからない外国人や子どもにもわかるような、イラスト表記の看板もユニバーサルデザインと言えます。日用品であればシャンプー容器のギザギザは顔が濡れて目を閉じた状態でも手探りで確認できます。建物であれば自動ドアや、みんなで使えるように工夫されている多目的トイレが例として挙げられます。

ユニバーサルデザインは障がい者や高齢者を対象としたものだと思われがちですが、特定の人のために設計するのではなく、はじめからすべての人を対象にデザインしていこうという考え方です。

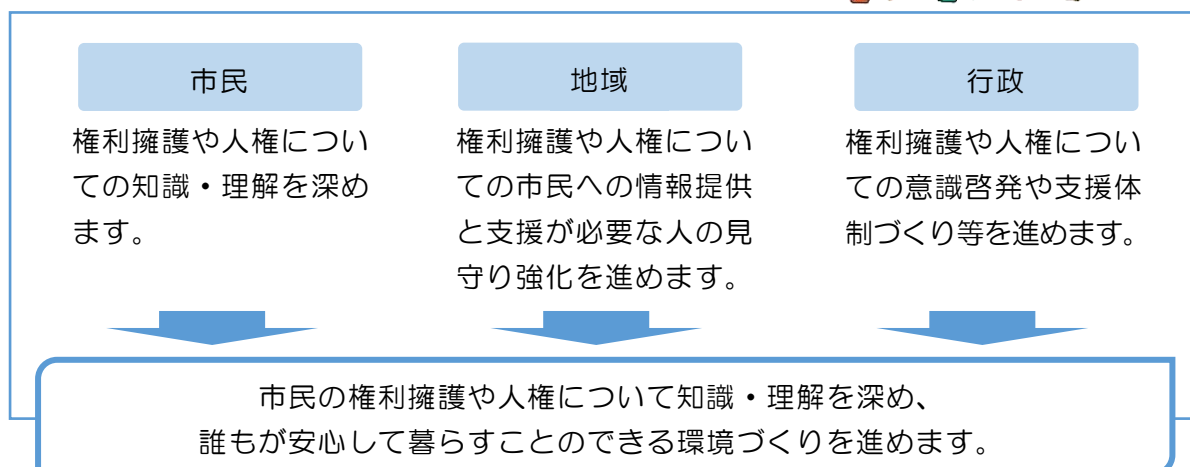


(3) 市民一人ひとりの人権が尊重・擁護され安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

- 国においては、生活困窮者自立支援法や成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行される等、生活困窮者や認知症高齢者等の判断能力が不十分な人に対する横断的な支援体制づくり等が重要とされており、市と社会福祉協議会が連携し、中核機関の機能を段階的に構築し、成年後見制度の利用促進を強化していくことが求められています。また、高齢者、障がいのある人、児童に対する虐待、女性への暴力についての統一的な対応や自殺対策の展開も求められています。
- 調査結果をみると、身近な地域で気になること、問題と感ずることについて、「子どもや高齢者等への虐待やひきこもり等を懸念するケースがみられる」が挙がっており、関係機関との連携強化や専門性のある人員の確保等が必要となります。
- すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。

目指す姿



主な取り組み



① 成年後見制度の利用促進 【重点施策】

○「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の周知や利用促進とともに、中核機関の設置等の体制づくりに取り組みます。

[担当課等]

・ 社会福祉課 ・ 高齢者福祉課 ・ 障がい福祉課 ・ 社会福祉協議会

② 生活困窮者等の自立支援の推進 【重点施策】

○生活困窮者等の自立支援に向け、生活困窮者自立相談支援機関（ワーク・ライフサポートセンター）を中心として、生活困窮者等の状況把握と課題を整理する自立相談支援をはじめ、就労準備支援、家計改善支援等に取り組みます。

[担当課等]

・ 社会福祉課

③ 虐待防止対策の推進

○子ども虐待防止対策協議会や高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会等による関係機関との連携や情報共有を図りながら、虐待防止対策を推進します。

[担当課等]

・ 高齢者福祉課 ・ 子育て支援課 ・ 健康増進課 ・ 指導課

○子どもや高齢者、障がいのある人等に対する家庭内暴力や虐待の通報への対応や相談体制の整備に取り組みます。

[担当課等]

・ 高齢者福祉課 ・ 子育て支援課 ・ 障がい福祉課 ・ 健康増進課 ・ 指導課

○警察、医療機関、行政機関等が連携し、家庭内暴力・虐待被害に対応できるよう、体制の強化を図ります。

[担当課等]

・ 市民活動推進課 ・ 高齢者福祉課 ・ 障がい福祉課 ・ 子育て支援課

④ 自殺対策の推進

○「いのち支えあういんざい自殺対策計画」に基づき、地域における自殺対策のネットワーク構築をはじめ、自殺対策を支える人材の育成、市民への意識啓発等の推進等に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 健康増進課
- ・ 関係各課

⑤ 人権尊重・擁護の推進

○「男女共同参画プラン」に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取り組みを進めます。また、すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するため、人権擁護委員と連携を図り、人権擁護活動に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 市民活動推進課

○市民一人ひとりが障がいのある人への正しい理解を深め、障がいのある人が差別を受けることがなくなるよう市民の意識啓発活動に取り組みます。

[担当課等]

- ・ 障がい福祉課

